

～町の財政状況は健全です～

令和4年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

地方公共団体は、健全化判断比率により「健全団体」「早期健全化団体」「財政再生団体」に区分され、早期健全化団体や財政再生団体になった場合は、それぞれの計画に従って財政の健全化を図ることになります。

また、公営企業は資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和4年度決算に基づく各比率については、下表のとおり早期健全化基準と経営健全化基準を下回っているため、「健全団体」となりました。

《健全化判断比率》 (単位：%)

指標名	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.32	20.00
連結実質赤字比率	—	19.32	30.00
実質公債費比率	13.5	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	—

※実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額が無い場合、比率は「—」表示。

※将来負担比率の財政再生基準は設定されていないので「—」表示。

《資金不足比率》 (単位：%)

特別会計の名称	比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
観光事業特別会計	—	20.0
公共下水道事業特別会計	—	20.0

※各会計とも資金不足額が無い場合、比率は「—」表示。

[用語解説]

○実質赤字比率

福祉、教育、まちづくりなどを行う一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

○連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

○実質公債費比率

借入金の返済額やこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

○将来負担比率

一般会計の借入金残高だけでなく、将来支払っていく可能性のある負担について、現時点での残高の度合いを指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

○資金不足比率

公営企業の資金不足額を事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営の深刻度を示すものです。